

許可番号07961004151号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 長崎市八つ尾町28番12号

氏 名 有限会社 海野清掃産業 代表取締役 海野 泰兵

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

長 崎 市 長 田 上 富 久



許 可 の 年 月 日 平成31年 1月31日

許 可 の 有 効 年 月 日 平成38年(2026年) 1月30日

1. 事業の範囲
事業の区分 特別管理産業廃棄物収集運搬業(積替え、保管行為を含む。)

特別管理産業廃棄物の種類 別紙のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	長崎市茂木町1258番1		全体面積	1.0㎡
産業廃棄物の種類	保管上限 (㎡)	最大積上げ 高さ(m)	保管方法	備考
廃酸 (廃バッテリーに限る。)	1.0	—	屋外容器 保管	

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
平成26年 1月31日 新規許可
平成31年 1月31日 更新許可(優良認定)

5. 積替え許可の有無 有・無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

1. 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

- 燃 え 殻** 特定有害産業廃棄物のうち、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、又はセレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
- 汚 泥** 特定有害産業廃棄物のうち、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、又は1・4-ジオキサン、のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
- 廃 油** 揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、又は1・4-ジオキサンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
- 廃 酸** 水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、又はセレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
- 廃アルカリ** 水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、又はセレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
- 鉍 さ い** 特定有害産業廃棄物のうち、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、又はセレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
- ば い じ ん** 特定有害産業廃棄物のうち、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、又はセレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

感染性産業廃棄物

廃石綿等

以上9種類